

# 岐阜県公報

第二千八百四十三号  
平成二十九年四月二十八日

( 金曜日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

( 地域スポーツ課 ) 二七三<sup>ページ</sup>

### 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

( 治 山 課 ) 二七三

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

( 同 ) 二七五

道路の区域変更

( 道路維持課 ) 二七五

道路の供用開始

( 同 ) 二七六

### 公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

( 商業・金融課 ) 二七六

公共測量の終了

( 用 地 課 ) 二七七

土地改良区の定款の変更認可

( 西濃農林事務所 ) 二七七

土地改良区役員の退任及び就任

( 恵那農林事務所 ) 二七七

## 規 則

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十九号

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県都市公園条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一二二の表音響設備の部の次に次のように加える。

映像設備	第一体育館	一時間	一、〇〇〇
------	-------	-----	-------

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

岐阜県告示第二百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市庄川町三谷字小谷二二二九、二二三〇、二二三三、二三四四、二三三八、二二二九、二二四一から二二四三まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市和良町土京字二ツ釜二五二一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町桜洞字花ヶ尾一七四二の四七、一七四二の五二、一七四二の二三、一七四二の三四、字為坪一七四四の一七、一七四四の一九、一七四四の二〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字花ヶ尾一七四二の五二、一七四二の二三、字為坪一七四四の一七、一七四四の二〇
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬数河字大屋垣内九四八、九五七、九六〇から九六二まで、字井口谷九七七の二（次の図に示す部分に限る。）、九七七の三、九七七の八、九七七の一三、九七八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字井口谷九七七の二（次の図に示す部分に限る。）、九七八
  - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
  - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市金山町弓掛字弓掛谷三九七の一

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
  - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。

「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
美岐濃		岐阜濃線		美濃市大字極楽寺字暮盤洞一三番四地先から同市大字同字垣内二七〇番一地先まで		後	前	後	前	後	前	後	前
								二五・〇	二七・二	二五・〇	二七・二	六・〇	六・〇
								二五・〇	二七・二	六・〇	六・〇		

岐阜県告示第二百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県下呂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域		敷地の幅員		延長		備考	
小下呂		坂呂線		下呂市萩原町西上田字新シヤ二三六四番一七地先		後	前	後	前	後	前	後	前
								二四・八	二五・三	二四・八	二五・三	二〇・〇	二〇・〇
								二四・八	二五・三	二〇・〇	二〇・〇		

岐阜県告示第二百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年四月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十九年四月二十八日  
岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		延長		供用開始		備考	
美岐濃		岐阜濃線		美濃市大字極楽寺字暮盤洞一三番四地先から同市大字同字垣内二七七番三地先まで		後	前	後	前	後	前
								二五・五	二六・四	二五・五	二六・四
								二五・五	二六・四	二五・五	二六・四

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十九年四月二十八日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃県事務所において縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

マゴウ・ウエスト

関市倉知字会所前八〇五番 外

二 意見の概要

関市長の意見

出店計画地の近隣に倉知保育園があるため、以下の点に留意すること。  
・ 保育園付近の交通量が増えることが予想され、特に次の事態に注意が必要となるため、注意喚起の看板等を設置するなど適切な対応を講じること。

園外保育（お散歩）時

保育園への送迎時

夜間にも人が集まる場となることが予想されるため、防犯体制の強化策を講じること。

音の発生による周辺地域の生活環境悪化の防止のための配慮すること。

（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十九年四月二十八日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成二十九年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

MEGADON・キホーテ鶴沼店

各務原市鶴沼西町二丁目一六五番地 外

二 意見の概要

各務原市長の意見

・ 騒音対策について

・ 照明について

・ その他

（届出事項 変更）

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により池田町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

池田町

二 作業種類

公共測量（道路台帳図作成）

三 作業期間

平成二十八年七月一日から  
平成二十九年三月十七日まで

四 作業地域

揖斐郡池田町

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
垂 井 町 土 地 改 良 区	平 成 二 九 ・ 四 ・ 一 七

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住居	住所
中津川市西部土地改良区	平成 元・四・三	理事	井戸俊作	中津川市千旦林	一五四〇番地の一
			日下部則武	同	一五一九番地の二三
			横関秋男	同	一五九六番地の一五
			岩久征夫	中津川市駒場一六六番地の二〇八八	
			林康男	同	一六六六番地の二二一
			吉村幸資	同	九五番地
			鈴木正洋	中津川市津島町	三番六四号
			曾我修	同 駒場	四九二番地の二
			三宅茂男	同	二九〇番地の一
			垣内高夫	同	一五五七番地の一八〇
			市川進	中津川市千旦林	二八四番地
			幸脇康行	同	一〇四四番地の一
			西林春樹	同	一五三八番地の六三
		監事	鈴木弘	中津川市駒場	一五五七番地の一三
			穂波信行	同	二二三九番地の二
			荻野順生	中津川市千旦林一五六三番地の一〇一	

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	住所
--------	-------	----	----	----	----

中津川市西部土地改良区 平成  
元・四・三

理事	後藤展子	中津川市駒場	一一一番地
同	三宅茂男	同	二九〇番地の一
同	加藤修	中津川市茄子川	九〇〇番地
同	垣内高夫	同 駒場	一五五七番地の一八〇
同	伊藤勇	同	一六六六番地の二八九二
同	神谷助明	同	一六六六番地の一六三
同	滝川光晴	中津川市千旦林一五九八番地の七五	
同	市川進	同	二八四番地
同	岩塚靖	同	九四三番地の一
同	荻野順生	同	一五六三番地の一〇一
同	西林春樹	同	一五三八番地の六三
同	小林健二	同	一六一七番地の七〇
同	森崎安春	同	一〇〇四番地の一
監事	鈴木弘	中津川市駒場	一五五七番地の一三
同	穂波信行	同	二二三九番地の二
同	浅野一弘	中津川市千旦林	一五六三番地の六

平成二十九年四月二十八日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社